

藝南電氣軌道株式會社負擔 六九二、一五〇圓

縣 負 擔 三九五、一三二圓

なり。

本工事は着手以來多大の日子を費し且工事期間中財界の變動其他の關係上豫算の更正繼續年期の變更等ありたるも

關係方面の助力と當事者の熱烈なる努力とに依り順調に進

捗して本年三月全區間の完成を見たり。

右工事の概要を述べて報告とす。

昭和十一年十二月六日

廣島縣土木部長 長谷川勝伍

一里塚址より見たる

徳川時代水戸街道の經路に就て

田子作 太郎

徳川時代に於ける水戸街道が、所謂五街道と共に江戸を中心とする主要道路であつたことは周知の事實であるが、その經路に就ては猶判然せぬ點が多い。

今迄の諸説は概ね我孫子より取手を経て水戸に至るのを以て水戸街道の經路として居る。最近土木學會より發行し

た「明治以前日本土木史」等に於ても矢張りその説を採つて居るが、この取手經由説に對して千葉縣土木課の渡部氏は同縣内に存在する一里塚の遺址より稽へて「徳川時代初期に於ける水戸街道の系統は、我孫子より布佐、布川を迂回して水戸に至つたものであつて、取手を經由する様にな

つたのは徳川時代後期のことである」と云ふ説を發表せられた。「道路の改良」第十二卷第二號「徳川時代の道路及道路附屬物史物語」

氏はその中に於て、我孫子より布佐に至る路線に沿ふて三箇所に一里塚の殘存せることを述べ、この路線に一里塚の存在する所以はこの路線が徳川時代に於ける幹線であつたが爲であると斷じ、その幹線たる理由に就て、

「(前略)他の一つは未だ推測又は憶測の範圍を出ないが徳川前期時代に於ける水戸街道が我孫子から取手に向はず、湖北村、布佐町を経て布川に渡り牛久に出て水戸に向つたとする考である」と云ひ、更に

「徳川時代の水戸街道が我孫子から取手に進んだことは定説となつて居るが、然しこの経路は徳川後期時代になつてからのことではあるまいかと推測すべき理由も見出される。それは其地方に、以前水戸街道は我孫子から湖北、布佐を経て布川へ向つて進んだことを信ずる人々が

少くないばかりでなく、遺存する一里塚址の所在箇所からも考へられることである。我孫子所在の塚址からの連續と見られる一里塚址が取手から先方に遺存せるか否かは筆者にとつて未知に屬するが、一方我孫子、湖北、布佐地内に、府縣道我孫子木下線に沿つて遺存する塚址の連續と考へなければならぬ塚址が茨城縣布川地内、布佐町布佐臺の塚址から約一里の地點に在り、更にそれから先牛久方面に向つて走る道路に添つて、一里塚址と稱せられる箇所が連續して居ると云ふ。

この點から考へれば一里塚築設當時、江戸から水戸への主要幹線は、前述せる如く我孫子から取手を經過せず布佐布川を經過したものとの推測が下される譯でもある。云々」

と論ぜられて居る。

筆者は茨城縣土木課の一員として渡部氏のこの所論を私達に課せられた課題であると感じた。即ち茨城縣内に於ける一里塚の遺址を調査して路線の系統を明かにし、氏の所

調査したのであるが、その結果は全く渡部氏の所論を裏書することとなり終つたのである。

1に就ては一里塚の遺址と認められるもの、又は一里塚が會て存在したと傳へられるものが布川から馴柴村、川原代村、牛久村と續いて居ることが判明した。筆者もその二三に就いては實地に踏査したが、その多くは既に舊形を止めて居ないとは云へその一里塚の遺址たることを認むるに難くない。

更に2の取手牛久間に於ける一里塚の存否に就ては龍ヶ崎土木出張所にその調査を依頼したが、目下の處その形跡を認められないと云ふことである。

であるから一里塚を築設せられた當時の水戸街道は現在の六號國道の様に取手を經由したのではなく、稻敷郡牛久村大字城中に於て現在の六號國道と別れ馴柴村、川原代村、北文間村、文村等を経由布川に至り利根川を横斷して千葉縣の布佐に出で、更に渡部氏の調査に従へば湖北村を経て我孫子に於て現在の六號國道に合したものであること

が考へられる。

二、一里塚の位置と現状

布川町より水戸に向つて第一の一里塚は、布川町地先利根川に架せられる榮橋より約二軒の地點に在る。

丁度そこは急屈曲が二三箇所連続して居つて交通上頗る危険である爲數年前改修をしたので一里塚は現在では縣道（龍ヶ崎布佐線）から四五間離れた所に殘されて居る。

右（水戸に向つて、以下同じ）に在るのは北相馬郡文村大字中田切地内に屬し、現在地籍は官有であるが民家の直ぐ裏手に在る爲に全くその民家の所有地の様な觀を呈して居る。もとは立派な塚形を爲して居たものらしいが現在では僅かに小高くなつて居るに過ぎない。塚上には槐樹（目通一・四米のもの）の三本根本より岐れて大樹を爲す一本、樺（目通一・〇米）一本、松（目通一・六米）一本、榎（目通〇・七米）一本、雜木三本群生しその下に古碑一基を存して居る。碑は高約三尺幅一・二尺厚〇・九尺舊道に面して立

てられ、正面に草書で「青面金剛王」の五字を大書し、右側に「文政三年庚辰春勅之」左側に「相馬郡中田切邑」と記し、尙右側に四名左側に五名建碑者の氏名らしきものを連ねてある。

左に在るのは布川町地内に屬し、現在田圃中に残された長七米幅六・八米高約一・二米の方形の土地で全く平坦である。恐らく以前塚形を爲して居つたものを切崩して平にしてしまつたものらしい。土地の人はこれを庚神様と呼んで居る由である。塚の周圍に小杉十三本雜木七本あり舊道に面して古碑四基が並んで居る。

右端のは右側の塚にある碑と同大のもので正面には隸書ではあるが矢張り青面金剛王の文字があり、右側に「天下泰平五穀成就」左側に「文政二年巳卯秋九月吉日」と記されてある。次の二基は何れも高約二尺幅一尺のもので、一は文字不明であるが日付は「寶永六卅十月二十三日中田切邑」と讀まれ、その下に三猿の圖らしいものが彫られてあり、一は中央に不動明王の像を彫り側に「明和九壬辰九月

吉日」とある。左端は高約三尺幅一尺、中央に庚申塔と書し右に「文政五年壬午霜月□日」と記されてある。右の五碑の中最古のものは寶永六年のものであつて今より實に二百二十八年前である。

第二の塚は第一の塚よりの距離から考へても北文間村大字長沖附近になければならぬと考へて調査したが、右地點附近に昔塚が存在し一里塚と呼んだと云ふ古老の話はあるが實際にはこれと認め得べき遺物なく従つてその位置も亦判然しない。

第三の塚は北相馬郡川原代村と稻敷郡馴柴村との境界に稍斜の位置に存在する。右は長幅共に約二〇米高一米の塚形を存するも現在ではそのものを炭焼場として利用して居るので塚上には一木もなく全くの土饅頭である。周圍は可成侵耕せられた形跡が見え、塚自體も次第に破損せられつゝあるのは惜しむべきである。

左側のは平坦な小松林で塚形は全く失はれて居るが一里塚の跡であることは想像に難くない。

第四の塚は牛久村大字城中地内に在る。原形は著しく破壊されて居るが道路の兩側に長幅各一〇米高一米の略正方形の地域が残つて居り、現在民有である爲畑地として耕作して居るが、附近一帯は字一里塚と稱して居り、此處に一里塚の存在したことは認め得るのである。

斯くて牛久村大字遠山に於て現在の六號國道に合するのであつて、途中の若柴には以前遊廓などがあつて往來の旅人の爲に繁盛を極めたと云ふことである。

尙六號國道に出て最初の一里塚は牛久村大字田宮に在り第四の塚と大體一里の間隔を保つて居る。それから水戸に至る間或は開墾せられ、或は市街地となつて全く原形を留めないものも多いが、兎に角約一里毎に一里塚の存在した跡を認めることが出来るのである。

三、馴柴村所在指導標に就て

以上の事實によつて一里塚築設當時に於ける水戸街道が布佐、布川を経由したと云ふことが略々斷定出来ると思ふ

が、さうするとこゝに問題となるのは水戸街道が現在の六號國道の如く取手を経由する様になつたのは何時の頃であるかと云ふ點である。しかし筆者はこの點に關し全く知る所がない。明治二十何年かに出版した二萬分ノ一地形圖を見ると牛久村地内の牛久沼沿岸を走る現在の様な國道は未だ出来て居ないで、所謂陸前濱街道は取手町から相馬町を経それから右折して馴柴村に於て昔の水戸街道に接続して居る。であるからこの牛久沼沿の道路は明治二十年代から後に改修せられたものであることが察せられるが、その舊水戸街道との接続點（前記第三の一里塚より約一杆）に一の指導標がある。現在は馴柴村小學校の裏手に當るがこの指導標は高約六尺、幅一・五尺、厚一尺の石で正面に「水戸十六里 普門品講中」と記し、右に「江戸 十三里」左に「布川 三里」と書いてある。尙左右下部には建設者氏名各五名が刻まれ「水戸、江戸、布川」の六字は行書で各六寸角位もある。筆者が調査の爲赴いた時は既に暮色蒼然たる頃であつたし、その上文字が大分磨滅して居るので裏面

に刻まれた文字を全部判讀し得なかつたのは甚だ遺憾であつたが、苦心して讀み得た文字を綜合して考へると大體、

「此の土地は道路が三つに分れて（水戸と江戸と布川と）居る爲旅人が非常に困難をする。であるから此の若柴驛

（現在稻敷郡駒柴村大字若柴、前記の様に當時は水戸街道の沿線に當り遊廓等も在り上下旅人の爲相當股賑な宿驛であつた）の父老で佛教を奉ずる者たちが相談し合つて普門品を一遍讀誦する毎に一錢宛を供へ、その金でこの指導標を樹てることにした。云々」

と云ふのであつて「文政九年丙戌冬十二月」の日付が明記されて居る。

この指導標からして文政九年（約一一〇年前）頃に於ては水戸街道は既に取手を経由する様になつて居り、此處から布川に至る舊水戸街道は布川街道と呼ばれる様になつて居ることが知られるのである。

少くとも文政九年以前に於て水戸街道は布川經由から取手經由に移つたものであると云ふことが察せられるのであ

る。筆者は水戸街道の取手經由に移つた時期を考察する上の一つの土臺石としてこの指導標をこゝに提示した。この問題が決定される爲にはこの様な土臺石がもつともつと澤山据えられなければならない。

本縣に於ても取手の近く、取手を経由する水戸街道の沿線相馬町に本陣のあとが残されて居る程であつて、文政年間などよりは遙か以前に於て取手經由に移つたものであることが考へられるのであるが、この點に關しては是非大方の御教示を乞ひたいと思つて居る。（昭和十二、一、五）

大 阪 市 の 借 金

其の總額は五億三千萬圓餘で、之を他市に比する東京市の八割八分七厘、横濱市の十五割三分三厘、神戸、名古屋兩市の九割餘に當る。又同市の財産を總括すると證券、土地建物、電車、バス、發電設備、電線路、軌道、上、下水道設備、諸材料、圖書、器具機械類等の換價々額は僅に八億六千七百一萬六千餘圓である。他市の財産は幾何か